

八重瀬町公式ソーシャルメディア運用基準

(令和元年 5 月 28 日告示第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、総務課がインターネット上で展開される、ソーシャルネットワーキングサービス、ソーシャルメディアの積極的な利活用を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課等 本町の機関等の条例、規則等で定める組織上の課及び課相当の組織をいう。
- (2) アカウント ソーシャルメディアを利用するための固有の I D、メールアドレス、パスワード等の識別・認証情報のことをいう。(以下「アカウント等」という。)
- (3) 当ページ 総務課が設置するユーザー名から発信する、Facebook(フェイスブック)、Instagram(インスタグラム)ページのことをいう。

(使用する公式ソーシャルメディア)

第 3 条 総務課で使用する公式ソーシャルメディアは、Facebook(フェイスブック)、Instagram(インスタグラム)とする。

2 公式ソーシャルメディアに登録するメールアドレスは、総務課の代表メールとする。

(運用管理者)

第 4 条 公式ソーシャルメディアの安定的な運用を図るため、運用管理者を置き、総務課長をもって充てる。

2 運用管理者の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 発信する情報の選定及び調整に関すること。
- (2) 運用計画に関すること。
- (3) 他課等のアカウント等取得に関すること。
- (4) その他、公式ソーシャルメディアの運用に関すること。

3 運用管理者は、本町のアカウント等による情報発信が、実際の本町のものであることを明らかにするために、本町の自己管理ウェブサイト当該情報を掲載して参照可能とするとともに、当該アカウント等の自由記述欄等にアカウント等の運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行うこと。

(運用者)

第 5 条 運用者は総務課広報係職員とする。

2 運用者は、使用するソーシャルメディアの規約、仕組み、設定等を十分に確認し、理解しなければならない。

3 運用者が使用するアカウント等は適切に管理し、安易にアカウント等の貸し借りをしてはいけない。ただし、運用管理が必要と認める場合は、この限りでない。

(発信情報の内容)

第 6 条 公式ソーシャルメディアで発信する情報の内容は、本町の事業及び共催等の催し等、本町が関連する内容とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に情報の内容が課等に関連があると認める場合は、当該情報を発信することができる。

(情報発信の承認)

第 7 条 情報発信については原則、総務課長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものは、各公式ソーシャルメディアの特性や情報発信の即時性を考慮し、広報係員の判断により直接情報発信をできるものとする。

- (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
 - (2) イベント等の状況、結果などについて情報発信する場合
 - (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合
- (禁止行為)

第 8 条 利用者が当ページにコメントを投稿するにあたり、下記の事項に該当する行為を禁じる。禁止行為を行った、又は行うおそれがあるとページ運営者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除、利用制限など行う場合がある。

- (1) 法律、法令などに違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
 - (2) 暴言、卑猥な表現など公序良俗に反するもの
 - (3) 政治、選挙、宗教活動を目的とするもの
 - (4) 論争を起こすことがわかっている課題の発言
 - (5) 不愉快な発言、いわゆる喧嘩の売り言葉、買い言葉
 - (6) 特定の個人、企業、団体などを誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
 - (7) 本人の許諾なく個人情報を開示・漏洩するなどプライバシーを侵害するもの
 - (8) 第三者の特許権、商標権、著作権、肖像権などを侵害するもの
 - (9) 営利を目的としたもの
 - (10) 記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
 - (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
 - (12) 有害なプログラム
 - (13) 使用している SNS の利用規約に反するもの
 - (14) その他、町が不適切であると判断したもの
- (コメントへの返信)

第 9 条 公式ソーシャルメディアは、専ら情報発信を行うものとし、コメントに対しては、原則として返信しない。

(免責事項)

第 10 条 八重瀬町は、当ページに記載した情報の正確性、完全性、有用性などを保証するものではない。

2 八重瀬町は、ユーザーが当ページの掲載情報を利用又は信用したことにより、ユーザー又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

3 八重瀬町は、ユーザー間若しくはユーザーと第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

4 上記のほか、八重瀬町は当ページに関する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和元年 6 月 1 日から施行する。